

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が管理する印刷物、物品等（以下「印刷物等」という。）に掲載又は掲示（以下「掲載」という。）する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の要件)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 社協の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種であるもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種であるものの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 広告内に土地若しくは建物の個別物件又は個別の商品、サービスの説明若しくは売買紹介に係る記載のあるもの
- (7) その他掲載することが適当でないと会長が認めるもの

(掲載の条件)

第3条 広告の掲載を行う印刷物等、規格及び料金については、別表のとおりとする。

- 2 広告の掲載の決定を受け掲載を行う者（以下「掲載者」という。）は、広告の掲載に係る料金を、会長の指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 広告の掲載期間は、社協が発行する印刷物を除き、1年間とする。ただし、掲載者が希望する場合は、1月単位とすることができます。
- 4 広告の掲載位置は、社協の指定する位置とする。

(掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載をしようとする広告の原稿、図面等を添えて、会長に申し込まなければならない。

(掲載の決定)

第5条 会長は、広告の掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査

を行い、掲載の可否を決定し、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、社協理事会において理事の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

（掲載者の特例）

第6条 募集期間を設け募集を行った場合において、2以上の申込みがあつたときは、抽選により掲載者を決定する。

2 掲載者が引き続き広告の掲載を希望したときは、これを優先することができる。

（掲載者の責任等）

第7条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 版下原稿、広告の作成経費は、掲載者の負担とする。

3 掲載者は、社協が発行する印刷物を除き、掲載された広告が不適切な管理により社協及び第三者へ損害を及ぼすことがないよう努めなければならない。

4 掲載された広告が破損等した場合において、その修復にかかる経費は、社協の責めによる場合を除き、掲載者の負担とする。

（掲載の取消し）

第8条 会長は、社協の運営上支障があるとき、会長が指定する期日までに掲載者が版下原稿を提出しなかったとき、又は広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（掲載料金の還付）

第9条 会長は、広告の掲載が決定した後に掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載できなかつたときは、広告の掲載料金を還付するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。